

新規ご資金対象

2018年冬の 定期預金 特別金利キャンペーン

お取扱期間 2018年11月5日(月)～2018年12月28日(金)

1契約500万円以上(本キャンペーンでの預入上限額は、お一人さま累計1億円まで)

お取引感謝コース

アパートローン・遺言信託・資産承継型信託・事業承継信託・投資信託・「世界の賢人」・「貯蓄の達人」^(※)の

お取引先さまとご家族さま 限定

3カ月もの
(自動継続)年 **0.75%**

(税引き後 0.5976375%)

6カ月もの
(自動継続)年 **0.45%**

(税引き後 0.3585825%)

受取利息
計算例

例えば、6カ月ものに1,000万円をお預け入れの場合、6カ月(181日の場合)で得られる利息は次の通りです。

1,000万円×0.45%×181日÷365日=22,315円(税引前利息)

22,315円-4,532円(税金^{*})=**17,783円**(税引後受取利息)

※利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が課税されます。

(※)投資信託、「世界の賢人」、「貯蓄の達人」については、合計評価金額が100万円以上ある方(お申し込み前営業日時価で判定)なお、「貯蓄の達人」については当行取扱分のみを対象とします。

ご紹介コース

<お取引感謝コース>対象(ご家族さまを除く)のお取引先さま(ご紹介者さま)からご紹介いただいた

当行にお取引口座のないお客さまとご紹介者さま 限定

3カ月もの
(自動継続)年 **0.80%**

(税引き後 0.6374800%)

6カ月もの
(自動継続)年 **0.50%**

(税引き後 0.3984250%)

ご紹介を受けられたお客さまが本キャンペーンにお申し込みいただいた場合、ご紹介者さまに下記期間で「ご紹介コース」の金利で定期預金をお申し込み可能な「ご利用券」を送付いたします。

「ご利用券」の発送は、キャンペーン期間終了後2019年1月中旬ごろとなります。

[ご利用券]有効期間：2019年1月21日(月)～2019年2月28日(木)

【本キャンペーンについて】

- お申し込みは、お取扱期間中のご入金に限りです。また、上記の金利は、初回のみ適用となります。
- 本キャンペーンのお申し込み時に所定のアンケートをご記入いただきます。
- お申し込み時点で20歳以上のお客さまに限りです。詳細につきましては、裏面をご覧ください。
- 各コースともに、1契約500万円以上の新規ご資金^(※)のお預入れが対象となります。

※新規ご資金とは、預金預入日の3カ月前の応当日以降に他行からの振込や賃料等の振込等により当行流動性預金または(みずほ)グループ口座サービスにて指定するみずほ銀行の普通預金に入金された資金、またはお持ちいただいた現金(小切手)といたします。

- 定期預金・「貯蓄の達人」等の当行・みずほ銀行の商品および当行・みずほ銀行の窓口販売商品(投信・生命保険等)の満期・解約資金、分配金等からの振替資金は、新規ご資金となりません。
- <お取引感謝コース>と<ご紹介コース>の各コースあわせて、期間累計1億円までご利用可能です。
- 期間中であっても、当行の判断により、予告なく、本キャンペーンを変更または終了する場合がございます。

必ず詳細を
裏面でご覧ください

お問い合わせは、みずほ信託銀行本支店またはフリーダイヤル(☎0120-081-506)までお願いいたします。

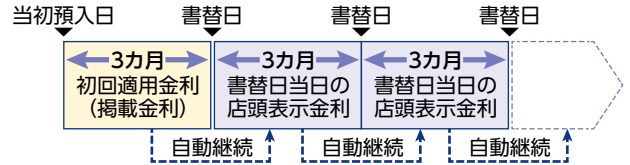
(2018年11月5日現在)
(広)01-2019-01800

ご留意事項

- 固定金利型、単利型、元本保証
- 預金種類 お預入金額が1,000万円未満の場合:スーパー定期
お預入金額が1,000万円以上の場合:大口定期預金
- この預金は「自動継続」・「通帳式」のみのお取り扱いとなります。
- この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
- マル優のお取り扱いについては、窓口までお問い合わせください。
- お申し込みは、お取引店の店頭等に限りです。みずほ信託ダイレクト(テレホンバンキング)でのお申し込みはできません。
- 初回満期日前に中途解約された場合、本キャンペーンの優遇金利は適用されず、解約時の当行所定の期限前解約利率を適用いたします。
- 店頭に「スーパー定期」および「大口定期預金」の商品概要説明書をご用意しております。

自動継続のお取り扱いについて(「3ヵ月もの」の場合)

- ・自動継続後の適用金利は、金額階層に応じた書替日当日の当行所定の店頭表示金利となります。

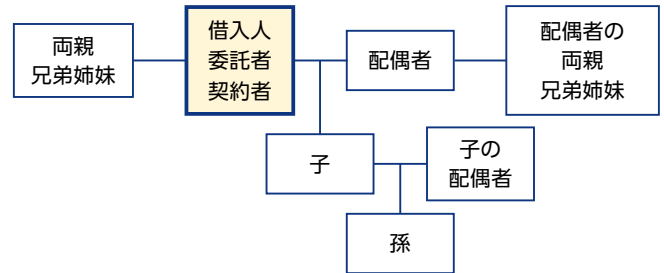


- ・店頭表示金利は、当行本支店等にてご確認ください。

お取引感謝コースについて

- <お取引感謝コース>は、お申し込み時点で以下のいずれかに該当するお客さまとご家族さまが対象となります。(但し、お申し込み時点で20歳以上のお客さまに限りです。)
- ・アパートローン:借入人、連帯保証人(預入日時点での借入残高があること)
- ・アパート併用住宅ローン:借入人(預入日時点での借入残高があること)
- ・教育資金贈与信託:委託者、受益者、受益者の親権者
- ・家族信託:委託者、帰属権利者、第2受益者
- ・暦年贈与型信託:委託者
- ・結婚・子育て支援信託:委託者・受益者
- ・財産承継信託:委託者、受益者(後見制度支援信託タイプは対象外)
- ・遺言信託:契約者
- ・事業承継信託:委託者、受益者(遺言代用タイプは第2受益者・第3受益者)
- ・選べる安心信託:委託者
- ・投資信託、「世界の賢人」、「貯蓄の達人(当行取扱分)」の合計評価金額が100万円以上ある方(お申し込み前営業日時価で判定)

- 対象となるご家族の範囲につきましては、以下の通りです。



- ご家族さまがご利用いただく際は、次のいずれかの方法でご利用可能なご家族さまであることを確認させていただく場合があります。
- ・お取引先さま(借入人・委託者・契約者)へ当行よりお電話での確認
- ・住民票等公的書類のご提示による確認
- ・当行指定の用紙へご記入・ご提出による確認

ご紹介コースについて

- <ご紹介コース>は、以下に該当するお客さまが対象となります。(但し、お申し込み時点で20歳以上のお客さまに限りです。)

ご紹介者さま	<お取引感謝コース>対象のお取引先さま(ご家族さまはご紹介者さまに該当しません)
ご紹介を受けられるお客さま	当行に取引口座のないお客さま

- ご利用には、所定の「ご紹介状」の提出が必要となります。「ご紹介状」は店頭にご用意しておりますので、ご紹介者さまにてご記入後、ご紹介を受けられるお客さまへお渡しください。

- ご紹介を受けられるお客さまの本コースのご利用は、1回限りかつ1億円まで可能です。
- ご紹介を受けられるお客さま(初めて当行とお取引されるお客さま)は、本人確認書類(運転免許証等)をご提示いただけます。
- ご紹介者さまのお預け入れは、ご紹介を受けられたお客さまのお預け入れ日以降となります。お預け入れの際は当行が発行した「利用券」をご提出ください。
- 本キャンペーン期間中に口座を解約された方は、ご紹介を受けられません。

ご紹介コースのお申し込みからお預け入れまで

